

平成28年川俣町議会第5回定例会会議録

平成28年川俣町議会第5回定例会は、9月5日川俣町役場議場に招集された。

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番 高橋清美君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 高橋道也君	5番 菅野意美子君	6番 新関善三君
7番 黒沢敏雄君	8番 佐藤喜三郎君	9番 石河清君
10番 遠藤宗弘君	11番 菅野清一君	12番 斎藤博美君

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	伊藤智樹君
会計管理者兼会計室長	高野誠市君	総務課長	佐藤広一君
企画財政課長	佐藤修一君	町民税務課長	羽賀洋一君
保健福祉課長	丹野雅直君	産業課長	寺島喜美夫君
建設水道課長	斎藤和弘君	原子力災害対策課長	宮地勝志君
教育委員長職務代理者	高橋裕美子君	教育長	神田紀君
教育次長兼学校教育課長	増賀喜芳君	子育て支援課長	佐藤真寿夫君
生涯学習課長	山口功君	農業委員会会長	鳴原秀雄君
選挙管理委員長	佐藤覚雄君	代表監査委員	斎藤庸夫君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 大内彰 書記長 岡健一

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

(追加日程)

議案の上程

町長提案要旨の説明

請願・陳情の委員会付託

諸般の報告

議報告第6号 例月出納検査等の結果報告について

報告第9号 寄附採納報告

報告第10号 地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について

議案第62号 山木屋地区復興拠点(商業施設)新築工事請負契約の締結について

(説明・質疑・討論・採決)

- 議案第63号 町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例(説明)
- 議案第64号 川俣町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例(説明)
- 議案第65号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(説明)
- 議案第66号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例(説明)
- 議案第67号 川俣町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例(説明)
- 議案第68号 川俣町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例(説明)
- 議案第69号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(説明)
- 議案第70号 川俣町国民健康保険山木屋診療所の指定管理者の指定について(説明)
- 議案第71号 町道路線の認定について(説明)
- 議案第72号 平成27年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について(説明・質疑・付託)
- 議案第73号 平成27年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について(説明・質疑・付託)
- 議案第74号 平成27年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について(説明・質疑・付託)
- 議案第75号 平成27年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について(説明・質疑・付託)
- 議案第76号 平成27年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(説明・質疑・付託)
- 議案第77号 平成27年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について(説明・質疑・付託)
- 議案第78号 平成27年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について(説明・質疑・付託)
- 議案第79号 平成27年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について(説明・質疑・付託)
- 議案第80号 平成27年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について(説明・質疑・付託)
- 議案第81号 平成27年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について(説明・質疑・付託)
- 議案第82号 平成27年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について(説明・質疑・付託)
- 議案第83号 平成27年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について(説明・質疑・付託)

- 議案第 8 4 号 平成 2 7 年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について（説明・質疑・付託）
- 議案第 8 5 号 平成 2 8 年度川俣町一般会計補正予算（第 2 号）（説明）
- 議案第 8 6 号 平成 2 8 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
（説明）
- 議案第 8 7 号 平成 2 8 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（説明）
- 議案第 8 8 号 平成 2 8 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
（説明）
- 議案第 8 9 号 平成 2 8 年度川俣町水道事業会計補正予算（第 1 号）（説明）
- 議案第 9 0 号 平成 2 8 年度川俣町小島財産区特別会計補正予算（第 1 号）（説明）
- 議案第 9 1 号 平成 2 8 年度川俣町飯坂財産区特別会計補正予算（第 1 号）（説明）
- 議案第 9 2 号 平成 2 8 年度川俣町大綱木財産区特別会計補正予算（第 1 号）
（説明）
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について（説明・質疑・討論・採決）

◎開議の宣告

○議長（斎藤博美君） おはようございます。ただいまの出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において11番議員 菅野清一君、1番議員 高橋清美君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） ここで暫時休議いたします。

これから、議会運営委員会を開催をお願いいたします。委員の方は、議長室にお集まりください。（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。（午後2時45分）

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） ここで、本定例会の議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（高橋道弘君） 本定例会の会期及び審議予定につきまして、本日、議会運営委員会を開催し協議した結果、次のとおり決定いたしましたので報告をいたします。

まず、本日の追加日程であります。第5日目の本日は、議案の上程、町長から提案要旨の説明を受けた後、請願・陳情の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査等の結果報告、寄附採納報告等の報告を受けます。その後、一般議案1件の審議採決、一般議案9件の内容説明、平成27年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業特別会計、奨学資金特別会計、工業団地造成事業特別会計、各財産区特別会計、水道事業会計、以上13件の決算について提案内容の説明と質疑を行い、決算常任委員会に付託を行います。

次に、平成28年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、小島財産区特別会計、飯坂財産区特別会計、大綱木財産区特別会計、水道事業会計、以上8件の補正予算について内容説明を受けます。

続いて、人事同意1件の審議採決を行い、午後5時ごろ散会の予定であります。

本会議終了後は、決算常任委員会を開催していただき、審査日程等を決定していただきます。その後、予算常任委員会と決算常任委員会を合同で開催し、所管事務調査について協議願います。

続いて、あす以降の審議日程であります。第6日目の6日火曜日は、午前10時に本会議を開議し、一般質問を行い、その後、平成28年度補正予算の質疑・討論・採決を行い、午後5時ごろ散会の予定であります。本会議終了後は、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会を開催し、付託案件等の審査をお願いいたします。

第7日目の7日水曜日は、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会を開催し、前日に引き続き、付託案件の審査をお願いいたします。

第8日目の8日、第9日目の9日は決算常任委員会を開催していただき、平成27年度決算について審査をお願いいたします。

第10日目の10日は土曜日、第11日目の11日は日曜日のため休会といたします。

第12日目の12日、13日目の13日、14日目の14日は、決算常任委員会を開催していただき、引き続き平成27年度決算について審査をお願いいたします。その後、午後3時から議会運営委員会、午後4時から全員協議会を開催いたします。

本定例会最終日であります第15日目の15日木曜日は、本会議を午前10時に開議し、請願・陳情の審査結果及び付託議案について報告を受けた後、一般議案8件の質疑・討論・採決を行い、平成27年度決算13件の討論・採決を行います。なお、追加議案が予定されておりますので、これらを全て議了して、午後5時ごろ閉会の予定であります。

以上のとおり決定いたしましたので、議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。(発言する者多数あり)

大変失礼をいたしました。ご訂正申し上げます。

最終日の一般議案8件と申し上げましたが、一般議案9件の質疑・討論・採決を行い、27年度決算13件の討論・採決を行いますに、ご訂正を願いたいと思います。

○議長(斎藤博美君) ただいま報告いたしました日程でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

次に、議事日程の追加についてお諮りいたします。

議案31件、諮問1件、報告2件、議報告1件、そのほか4件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

したがって、議案31件、諮問1件、報告2件、議報告1件、そのほか4件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 追加日程第1、本定例会に付議されました議案は、お手元に配付のとおりであります。一括上程いたします。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 追加日程第2、町長から提案要旨の説明を求めます。

町長。

ここで提案要旨を配付します。(提案要旨配付)

○町長(古川道郎君) 皆様、こんにちは。

本日、ここに、平成28年第5回川俣町議会定例会を招集いたしましたところ、議

員の皆様には、大変お忙しい中ご参集を賜りましたことに、心から御礼を申し上げます。9月1日には、私の突然の体調不良により、議会の皆様にご迷惑、ご心配をおかけいたしまして、大変申しわけありませんでした。ご心配いただきました体調も、医師の診断の結果、議会に臨んでも、いろいろ条件はございましたが、臨んでも大丈夫であるということで、本日を迎えることができました。いろんな条件も含め、種々のご対応をいただきましたことに、改めましておわび申し上げますとともに感謝申し上げます。車椅子のまま、着座のまま議案の説明などさせていただきますことにより、しくお願いいたします。

さて、本定例会に提出いたします案件は、報告が2件のほか、議案は、一般議案が10件、決算の認定が13件、補正予算が8件、人事案件が1件の32件でございます。

町の近況。これらの提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、町の近況について述べさせていただきます。

まず、山木屋地区の帰還の取り組みでございますが、議員皆様、山木屋地区行政区長皆様のご協力をいただき、国や、県、福島大学に要望活動を行ったことにより、平成29年3月末の避難指示解除、そして山木屋地区の復興に向けた取り組みがより一層進むものと考えております。今後は、避難指示解除に向け、住民皆様への説明、また、懇談の機会を持ちたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、庁舎建物本体工事につきましては、外構工事を含め、着実な進行を図っていくほか、皆様が使いやすく長く愛される庁舎として開庁できますよう進めてまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

また、第5次振興計画につきましては、現在、後期基本計画の見直しを進めており、「みんなでつくる元気いっぱい笑顔いっぱいのまちかわまた」の実現に向け取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

平成27年度決算の状況。次に、平成27年度の決算の状況等につきまして申し上げます。

平成27年度一般会計の歳入総額は、217億3,705万8,000円で、前年度と比べて、9億7,922万8,000円、4.7%の増額となり、過去最大の規模となりました。歳出は、総額209億7,587万7,000円で、前年度に比べ、16億791万3,000円、8.3%の増となり、昨年度を上回る決算規模となりました。

平成27年度の主な事業でございますが、新庁舎建設事業、住民の安全・安心のための除染作業の継続、仮置場整備工事、復興公営住宅の整備事業、西部工業団地・羽田産業団地造成事業への繰り出し、山木屋地区住民の帰還に向けた井戸掘削事業、山木屋地区復興拠点（商業施設）整備事業など、主に原子力災害からの復旧・復興のための事業を進めてまいりました。

提案議案の要旨。それでは、提出議案等の要旨について説明申し上げます。

報告第9号、寄附採納報告は、寄附採納15件について報告を行うものでございます。

報告第10号、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成27年度の決算における実質赤字比率などを、監査委員の審査に付した上で、議会に報告を行うものでございます。

次に、議案第62号、山木屋地区復興拠点（商業施設）新築工事請負契約の締結については、山木屋地区復興拠点の商業施設新築工事の契約に係るもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

議案第63号、町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例から、議案第68号、川俣町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例までは、平成26年6月20日に公布、翌年4月1日に施行された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に関連する条例について、所要の改正を行うものでございます。

議案第69号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例は、川俣町が設置している附属機関の中で、法律若しくはこれに基づく政令、他の条例に特別な定めがあるものを除く機関の精査を行い、附属機関40件を設定するものです。

議案第70号、川俣町国民健康保険山木屋診療所の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、川俣町国民健康保険山木屋診療所について、済生会川俣病院院長 佐久間博史様を指定管理者として指定するものです。

議案第71号、町道路線の認定については、道路法第8条第2項の規定により、新たに2路線の町道認定を行うに当たり、議会の議決を得るものでございます。

次に、議案第72号、平成27年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第84号、平成27年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでは、それぞれ、平成27年度川俣町各会計歳入歳出決算について、認定をお願いするものでございます。なお、監査委員の審査意見書のほか、決算に伴います主な事業の成果の概要及び各会計の執行の実績につきましては、附属資料のとおりでございます。

次に、議案第85号、平成28年度川俣町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、既定の予算額118億233万5,000円に、歳入歳出それぞれ9億1,245万2,000円を追加し、さらに歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億1,478万7,000円とするものでございます。

歳入におきましては、交付額の確定により、普通交付税が2,072万4,000円の減額。震災復興特別交付税が山木屋地区復興拠点分の増などにより5,082万1,000円の増。国庫支出金では、生活拠点形成交付金や福島再生加速化交付金などにより6億7,155万5,000円の増額。繰入金は、町道中島・諏訪線などの工事費として生活拠点形成交付金基金8,832万8,000円を繰り入れるもののほか、財源不足を補うため財政調整基金から7,584万円を繰り入れるものです。繰越金は、

前年度決算剰余金の2分の1を計上するもので、6,835万3,000円の増額。町債では、臨時財政対策債が1,190万9,000円の減額となったところです。

歳出では、町道中島・諏訪線などの財源となる生活拠点形成交付金積立金の積立、共同墓地の災害復旧への補助事業、東福沢消防屯所に係る用地費、山木屋地区の井戸掘削事業、山木屋地区復興拠点（商業施設）整備事業費、山木屋小・中学校連携のための建設事業費などを計上しております。

今回の補正予算につきましては、町の復興・復旧を推進するため、早急に進めなければならない経費などについて、現計予算額の補正をお願いするものでございます。

次に、議案第86号、平成28年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、事業勘定において、既定の予算額19億6,888万9,000円に、歳入歳出それぞれ1,574万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億8,463万1,000円とするものでございます。

歳入では、事業勘定において、国民健康保険山木屋診療所再開に係る諸経費731万円を一般会計より繰り入れるものなどを増額し、歳出では、保険給付費の増額や山木屋診療所再開に係る諸経費を施設勘定へ繰り出しするものなどでございます。施設勘定においては、歳入で山木屋診療所の再開に係る事業勘定からの繰入金、歳出では、山木屋診療所の管理業務委託料を計上したものでございます。

議案第87号、平成28年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、既定の予算額18億4,898万5,000円に、歳入歳出それぞれ8,870万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億3,768万9,000円とするものでございます。歳入では、前年度からの繰越金を計上し、歳出では、支払基金等への償還額や基金への積立金を計上したものでございます。

議案第88号、平成28年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算額1億6,542万7,000円から、歳入歳出それぞれ26万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,516万3,000円とするもので、歳入では、繰越金の減額、歳出では、広域連合への保険料等納付金を減額措置するものでございます。

議案第89号、平成28年度川俣町水道事業会計補正予算（第1号）は、資本的収入及び支出の補正で、資本的収入の既定予算額に2,577万8,000円を追加し、補正後の収入総額を3,969万円、資本的支出の既定予算額に1,577万8,000円を追加し、補正後の支出総額を1億4,170万4,000円とするもので、収入は補助金の増額、支出は建設改良費の増額でございます。

議案第90号、平成28年度川俣町小島財産区特別会計補正予算（第1号）から、議案第92号、平成28年度川俣町大綱木財産区特別会計補正予算（第1号）までは、歳入で、東京電力からの損害賠償金を計上し、歳出では、同額を予備費として増額計上するものでございます。

次に、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求めるもので、継続で遠藤貴美子様と佐藤常幸様を人

権擁護委員の候補者として推薦したいので、意見を求めるものでございます。

以上でございますが、これら議案等の詳細につきましては、各担当課長に説明をいたさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、提出議案要旨の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第3，請願・陳情の委員会付託を行います。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（斎藤博美君） 請願・陳情は、ただいま文書表朗読のとおりであります。

請願第5号「大綱木鍛冶平地内水路補修改良に関する請願書」、請願第6号「消火栓設置に関する請願書」、陳情第6号「山木屋地区避難解除に関する要望書」、陳情第7号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について」、以上4件を総務産業常任委員会に付託いたしますので、会期中の審査をお願いします。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第4，ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に議会事務局から報告いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 議会事務局から報告いたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

また、6月定例会で可決されました意見書等につきましては、それぞれ関係機関に送付いたしましたので報告いたします。

以上で議会事務局からの報告を終わります。

○議長（斎藤博美君） 以上、議会事務局からの報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 次に、一部事務組合等について報告いたします。

初めに、伊達地方消防組合議会臨時会について報告願います。

高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 伊達地方消防組合議会の報告をいたします。

平成28年7月14日、午前10時30分、伊達地方消防組合議会臨時会が組合事務所に招集され、新関善三議員とともに出席してまいりました。

付議事件は、選挙1件、議案3件でありました。

選挙1件は、議長選挙でありましたが、その結果、議長に伊達市議会の小野誠滋議員が選任されました。

議案3件は、審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。

なお、細部については、お手元に配付のとおりであります。

これで報告を終わります。

○議長（斎藤博美君） 次に、福島地方水道用水供給企業団議会定例会について、私から報告いたします。なお、この場からの報告をお許し願います。

平成28年8月30日、午後2時、福島地方水道用水供給企業団議会定例会がすりかみ浄水場に招集され、出席してまいりました。

付議事件は、議案2件、報告1件でありました。

議案2件、報告1件は、審議の結果、原案のとおり可決されましたことを報告いたします。

なお、細部については、お手元に配付のとおりであります。

これで報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第5，議報告第6号「例月出納検査等の結果について」を報告いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第6，議報告第9号「寄附採納報告」を報告します。

総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第7，報告第10号「地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について」を報告いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第8，議案第62号「山木屋地区復興拠点（商業施設）新築工事請負契約の締結について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） 議案第62号、山木屋地区復興拠点（商業施設）新築工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

1. 契約の目的 山木屋地区復興拠点（商業施設）新築工事
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 工事の場所 川俣町山木屋宇日向地内
4. 契約金額 4億6,980万円
(うち消費税及び地方消費税 3,480万円)
5. 契約の相手方 川俣町字日和田8番地
古俣工務店・香野建設特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社古俣工務店 川俣支店
支店長 古俣明美

平成28年9月5日提出

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

契約の内容についてご説明を申し上げます。

初めに、建築工事の概要でございます。今回は2棟の整備となります。その棟別の構造及び面積でございます。

商業施設棟。鉄骨造平家建て、基礎工法は直接基礎、柱状改良施工となります。最高高さ6.69メートル、建築面積670.24平方メートル、床面積625.45平方メートル。

もう一つの受水槽機械室。駐輪場を兼ねました、屋外倉庫棟でございます。構造及び基礎は商業施設棟と同じでございます。最高の高さは5.38メートル、建築面積71.5平方メートル、床面積も同じでございます。

設備につきましては、電気設備は、受変電設備キュービクル等一式でございます。給排水衛生設備は、受水槽等一式でございます。

外構でございます。駐車場、舗装工事を除きます屋外灯など一式でございます。

次に、整備をいたします主な部屋の概要でございます。34席を配する食堂及び厨房、80.55平方メートルの店舗及び倉庫、ホール、半屋外式の多目的スペース、情報交流スペース、業務管理スペース、トイレ等でございます。

次に、契約関係をご説明いたします。

平成28年6月29日、工事等指名運営委員会を開催しまして、予備指名として構成員となるべき業者を12者、構成員を2者とすることを決定いたしました。同年7月1日、共同企業体の結成依頼を通知をいたしました。同じく7月14日、組織されました六つの共同企業体から建設工事共同企業体締結書と入札参加申請書が提出されました。同じく7月20日、工事等指名運営委員会を開催しまして、共同企業体6社を決定して、指名通知を行いました。8月の3日、共同企業体6社の参加により入札を行いました。結果としまして、請負率は99.4%でございました。8月4日、仮契約を締結をいたしました。工期は、請負契約締結議決の日から、平成29年3月17日までといたしました。

以上、議案第62号、山木屋地区復興拠点（商業施設）新築工事請負契約の締結についての説明といたします。ご審議いただき、ご承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） この案件につきましては、本来、臨時議会を開催をして、早期にこの可決をして、工事に着工する話だったわけですが、当局の不備によって、今日に至ったわけでありませぬ。すると、ほぼ入札日から考えますと、1カ月おくられているわけですよね。そして工期は同じだということで、この提案になっているわけ

でありますけれども、4億6,900万の大工事ですね、これ。1カ月おくれだということで、工期の変更等については全くこの考慮がないのか、このままで行くのか。その辺ですね、お答え願いたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） それでは、ご答弁申し上げます。

まずは、今回、この契約の工期で契約をさせていただきまして、ただ、やはりこう1カ月あきましたのも、これも事実でございます。これから、業者と打ち合わせをしながら、工夫して工期短縮できるところは頑張らせていただきますが、無理がある場合は、またご相談をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） その際、業者さんに無理な負担を押しつけることは、私はあつてはいけないことだと、こう思っているわけですが、前からの説明では、これ、国の補助金が入るので、年度内完成でないとまずいんだというふうな話が当局からずっとあったわけですね。で、これ、工期変更すれば、当然年度を越す場合があるかと思うんですけれども、その辺は、国との調整等は既に終了しているのでしょうか。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

今回のことがございましたので、国のほうとお話をして、計画変更ということで、年度をまたいでも対応可能ということを確認してございます。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

議長（斎藤博美君） お諮りいたします。追加日程第9，議案第63号から追加日程第15，議案第69号までは、条例の制定改廃に関する議案です。

以上7件を一括議題とし、所管が同じ議案はまとめて説明を受けたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、以上7件は一括議題とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第9，議案第63号「町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」、追加日程第10，議案第64号「川俣町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例」、追加日程第11，議案第65号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、追加日程第12，議案第66号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例」、追加日程第13，議案第67号「川俣町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例」、追加日程第14，議案第68号「川俣町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」、追加日程第15，議案第69号「附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、以上7件を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） それでは、議案第63号から説明をさせていただきたいと思っております。

議案第63号、町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

町長、副町長の給与に関する条例（昭和31年川俣町条例第40号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川俣町長等の給与に関する条例

第1条中「、副町長」の次に「及び教育長」を加える。

第2条を次のように改める。

（給料）

第2条 町長等の給料月額は、次のとおりとする。

（1）町長 84万6,000円

（2）副町長 67万6,000円

（3）教育長 63万5,000円

附則

（施行期日）

1. この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2. この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、同項に規定する任期中に限り、この条例の規定は適用しない。

平成28年9月5日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、特別職となる教育長の給与等を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

ご説明申し上げます。

本条例は、平成26年6月20日に公布、翌4月1日に施行された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、改正後の教育長の任命には、議会の同意が必要とされたため、地方公務員法上の教育長の身分が、従来の一般職から特別職とされることから、新たに特別職としての教育長の給与に関する規定を定めるものでございます。

なお、同改正法では、附則第2条第1項及び第2項において、同改正法の施行の際に、在職する教育長は、その任期中に限り、改正前の法令の規定により在職することとされたため、本条例の規定についても、現在の教育長の任期中は適用しないことを附則において定めたものでございます。

以上、議案第63号の説明とかえさせていただきたいと思っております。

続いて、議案第64号、川俣町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

川俣町特別職報酬等審議会条例（昭和40年川俣町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「町長及び副町長」を「町長、副町長及び教育長」に改める。

附則

（施行期日）

1. この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2. この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、同項に規定する任期中に限り、この条例の規定は適用しない。

平成28年9月5日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、特別職となる教育長の給料の額について、川俣町特別職報酬等審議会の審議の対象とするため、所要の改正を行うものでございます。

ご説明申し上げます。

本条例は、先ほど来言っている平成26年6月20日に公布、翌4月1日に施行された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、改正後の教育長の任命について、議会の同意が必要とされたため、地方公務員法上、教育長の身分が従来の一般職から特別職とされたことから、教育長の給与の額について、川俣町特別職報酬等審議会の審議の対象とするため、規定するものでございます。

なお、同改正法では、附則第2条第1項及び第2項において、改正法の施行の際、在職する教育長は、その任期中に限り、改正前の法令の規定により在職することとされたため、本条例の規定については、現在の教育長の任期中は適用しないことを附則

において定めたものでございます。

以上、議案第 6 4 号の説明とかえさせていただきたいと思ひます。

続いて、議案第 6 5 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 2 年川俣町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「、副町長」の次に「、教育長」を加える。

別表教育委員会委員長の項を削る。

別表教育委員会委員の項を次のように改める。

教育委員会委員	年額 22万8,000円	「町長等以外の職務にある者」の旅費相当額
---------	--------------	----------------------

附則

（施行期日）

1. この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2. この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 6 号）附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、同項に規定する任期中に限り、この条例の規定は適用しない。

平成 2 8 年 9 月 5 日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、廃止される教育委員会委員長の報酬等の規定を削るため、所要の改正を行うものでございます。

ご説明申し上げます。

本条例は、先ほど言っている平成 2 6 年 6 月 2 0 日に公布され、翌年 4 月 1 日に施行された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、教育委員会委員長の職が廃止され、教育長として一本化されたため、教育委員会委員長の報酬についての規定を削るものでございます。

なお、同改正法では、附則第 2 条第 3 項において、同改正法の施行の際、在職する教育委員会委員長の任期は、施行の際、在職する教育長の任期が満了するまでとされたため、本条例の規定についても、現在の教育長の任期中には適用しないことを附則において定めたところでございます。

以上、議案第 6 5 号の説明とかえさせていただきたいと思ひます。

続いて、議案第 6 6 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 3 1 年川俣町条例第

42号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1. この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2. この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、同項に規定する任期中に限り、この条例による廃止前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、この条例の施行後にも、なおその効力を有する。

平成28年9月5日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

教育公務員特例法の一部改正に伴い、条例による一般職としての教育長の給与等に関する規定が削除されるため、この条例を廃止しようとするものでございます。

ご説明申し上げます。

本条例は、26年6月20日に公布、翌4月1日に施行された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、改正後の教育長の任命には、議会の同意が必要とされたため、地方公務員法上、教育長の身分が従来的一般職から特別職とされることから、一般職としての教育長の給与や勤務時間の規定を定めた条例を廃止するものでございます。

なお、同改正法では、附則第2条第1項及び第2項において、同改正法の施行の際、在職する教育長は、その任期中に限り、改正前の法令の規定により在職することとされたため、本条例について廃止される条例の規定については、現在の教育長の任期中はなお効力を有することを附則において定めたものでございます。

以上、議案第66号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第67号、川俣町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の勤務時間、休日及び休暇(以下「勤務時間等」という。)に関し必要な事項を定めるものである。

(勤務時間等)

第2条 教育長の勤務時間等に関しては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年川俣町条例第6号)の適用を受ける一般職に属する職員の例による。

附則

(施行期日)

1. この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2. この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を

改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、同項に規定する任期中に限り、この条例の規定は適用しない。

平成28年9月5日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、特別職となる教育長の勤務時間等に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものであります。

ご説明申し上げます。

本条例は、26年6月20日に公布、翌4月1日に施行された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、改正後の教育長の任命には、議会の同意が必要とされたため、地方公務員法上、教育長の身分が従来的一般職から特別職とされることから、特別職としての教育長の勤務時間等の規定を定めたものでございます。

なお、同改正法では、附則第2条第1項及び第2項において、同改正法の施行の際、在職する教育長は、その任期中に限り、改正前の法令の規定により在職することとされたため、同条例の規定については、現在の教育長の任期中は適用しないことを附則において定めたものでございます。

以上、議案第67号の説明とかえさせていただきたいと思っております。

続いて、議案第68号、川俣町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務に専念する義務の免除）

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- （1）研修を受ける場合
- （2）厚生に関する計画の実施に参加する場合
- （3）前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合

附則

（施行期日）

1. この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2. この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、同項に規定する任期中に限り、この条例

の規定は適用しない。

平成28年9月5日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、特別職となる教育長の職務に専念する義務の特例を定めるため、この条例を制定しようとするものでございます。

ご説明申し上げます。

本条例は、平成26年6月20日に公布、翌4月1日に施行された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により改正された、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条の第5項の規定に基づき、地方公務員法上、特別職とされた教育長の職務に専念する義務の免除に関する規定を定めるものでございます。

なお、同改正法では、附則第2条第1項及び第2項において、同改正法の施行の際、在職する教育長は、その任期中に限り、改正前の法令の規定により在職することとされたため、本条例の規定については、現在の教育長の任期中は適用しないことを附則において定めたものでございます。

以上、議案第68号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第69号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
附属機関の設置に関する条例（平成6年川俣町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和29年法律第67号」を「昭和22年法律第67号」に改める。

別表を次のように改める。ということで、改めた附属機関、担任する事務を一覧に加えたところでございます。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年9月5日提出

川俣町長 古川道郎

内容は、省略させていただきます。

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づき、町附属機関を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

ご説明を申し上げます。

さきの3月議会で申し上げたとおり、川俣町が設置している附属機関の中でも、法律もしくはこれに基づく政令、他の条例に特別な定めがあるものを除く機関の精査を行いました。附属機関として、この条例で設置する基準といたしましては、法律、政令または条例で定められていない組織であり、第三者の意見を求めている組織であります。この2点を含め、地方自治法第138条の4第3項にある、普通地方公共団体

は、法律または条例の定めるところにより、諮問または審査のために機関を置くことができるという規定に基づき、町の附属機関として条例で設置するため、所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第69号の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の説明といたしたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、説明にかえさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第16，議案第70号「川俣町国民健康保険山木屋診療所の指定管理者の指定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第70号、川俣町国民健康保険山木屋診療所の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定するものとする。

記

施設の名称 川俣町国民健康保険山木屋診療所

団体の名称 川俣町大字鶴沢字川端2番地の4

済生会川俣病院 院長 佐久間博史

指定の期間 平成28年10月1日から平成31年3月31日まで

平成28年9月5日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

川俣町国民健康保険山木屋診療所について、指定管理者を指定するものである。

ご説明を申し上げます。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、休止を余儀なくされておりました山木屋診療所について、ことし10月1日からの再開のため、町で選定をいたしました済生会川俣病院について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第17，議案第71号「町道路線の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第71号、町道路線の認定について

町道の路線を次のように認定する。

1. 認定する路線

路線番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	

1 1 3 1	大作・寺久保線	川俣町字大作 1 9 - 1 先	大作 地内
		川俣町字寺久保 2 1 - 1 先	
2 3 4 5	狐石・二百田線	川俣町大字小神字狐石 4 0 - 4 先	狐石 地内
		川俣町大字小神字二百田 1 8 先	

平成 2 8 年 9 月 5 日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

町道路線の認定を行うにあたり、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を得るものでございます。

2 ページをお開き願います。認定路線位置図により、ご説明を申し上げます。

1 1 3 1、大作・寺久保線でございますが、福祉センターがあったところでございます。これまで道路がなかったため、建築確認上も問題がございました。今回町道認定により、道路を明確にするとともに、その道路を町道として管理をするものでございます。

次の 3 ページをお開き願います。

2 3 4 5、狐石・二百田線につきましては、小神の笠松池の下のところでございます。町道認定の要望が町にあったところでございます。町道認定基準を満たしておりますので、今回認定をするものでございます。

以上で、議案第 7 1 号、町道路線の認定についての説明といたします。ご審議、よろしくお願い申し上げます。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） ここで休憩いたします。再開は 4 時です。(午後 3 時 4 9 分)

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。(午後 4 時 0 0 分)

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第 1 8，議案第 7 2 号から日程第 3 0，議案第 8 4 号までは、平成 2 7 年度各会計の決算です。

各会計の決算説明に入る前に、ここで、平成 2 7 年度各会計決算の審査結果について、代表監査委員から報告を受けます。

代表監査委員。

○代表監査委員（斎藤庸夫君） 平成 2 7 年度川俣町各会計の決算審査結果についてご報告いたします。

初めに、川俣町各会計決算、各基金の運用状況でございますが、会計管理者、企画財政課長立ち会いのもと、平成 2 8 年 7 月 2 8 日から 8 月 5 日までの計 6 日間の中で審査を行いました。その結果、各会計の決算計数については、関係諸帳簿及び証拠書

類と照合した結果、誤りもなく、関係帳簿もそれぞれの目的に沿って整備されており、会計経理も正確に執行されたことと認められます。

次に、財政健全化審査及び公営企業会計の経営健全化審査についてでございますが、これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されたことに基づいて、審査を行ったものでございます。内容につきましては、皆様に配付いたしました意見書のとおり、各比率等に問題はなく、財政及び経営の健全化は確保されていると認められます。財政の健全化に向けて、全庁を挙げて取り組んでいることは、評価に値するものであり、今後とも財源の確保に努めるとともに、効果的な事業の遂行に努めるよう求めるものでございます。

最後になりますが、今後の町政運営に当たっては、国の財政構造改革の動向などを注視するとともに、さらなる一般財源の確保に努めることはもちろんのこと、大震災や原発事故による社会情勢の変化に迅速に対応するため、今まで以上に人材育成に努め、事務処理等における基本の徹底は無論のこと、町の復興計画に定める復興創生期間に実施すべき各種の事業に、全庁を挙げて一丸となって取り組まれるよう、要望するものでございます。

以上、報告いたします。

代表監査委員 斎藤庸夫

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第18、議案第72号「平成27年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） 議案第72号、平成27年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 何点かお尋ねをしますが、決算の常任委員会もありますので、大きな点について町長の考えを質しておきたいと思うんですが。

まず、この成果の概要の1ページなのかな、これ。1ページに、ようわからんですけど、1行目は、27年度は町復興計画や除染計画をより鮮明に実現し、いろいろやったと書かれているんだよね。ところが、次の段落に行くと、このような中、27年度事業については、第5次振興計画を基本としていろいろやったと書かれているんだね。

これ、どっちがどうなんだか、書かれていることは、どっちも原発とか原子力災害に伴う対策対応の事業が主なんですけども、先ほどの町長の提案要旨の説明では、今、この、何だっけ、第5次振興計画後期計画の見直しをやっているんだと、こういうふうに言ってただけ。当面ですよ、多分復興計画つくったときに、第5次振興計画はもとなんだけど、当面は復興計画をやっていくんだと、こういうことだったと思うんですよ。ですから、このどっちが優先してんだか、まずお伺いをしたいというのが、

第1点。

それから、町民の多くの方も心配しているわけでありまして、川俣町の経済状況ですよね。一見、車がいっぱい通っていてにぎやかそうには見えますけども、実態は大変ひどいというのが、多くの一般町民あるいは事業をやっている方の声であります。

そういった中で、この1ページの決算の概要においてというところで、歳入では、町税のうち町民税が復興関連事業の事業増などの影響により増収となったと。こういうふうに書かれているんですね。

ところが、成果の概要の、これは4ページですか。4ページを見ますと、前から私指摘しているんですけど、法人町民税は、26年度に比べて1億2,500万から1億1,000万になって、1,300万減ったと。で、さらに、右側の表があるんですけども、法人町民税の減ったがな見ていくとね、均等割まで減っているのね、これ。258万9,000円。まあ、法人税割というのは、多分所得が出た人のあれだから、景気悪いから所得が減ったということでしょうけど、均等割が減ったということは、多分事業所数が減っているんじゃないかと私は思うんですよ。

それで、トータルでは、若干個人町民税が伸びたから、61万9,000円伸びたんだと、こういうことになっているんですけど、まあ大変厳しい状況に、言ったとおりになってきているんだと思うんです。

それから、固定資産税も全体で1,000万減っているんですけど、償却資産は、設備投資で伸びてきたから、多分伸びたんですね、これね。だけど、町内を見つと、新しく宅地ができたり、家も建っているように見えるんですけど、実際は土地も300万減だと、家屋も870万減だと、こういうことなんですね。ということは、課税対象が少なくてそうなるのか、新しい家ができていながらもかわらず、こういうふうになってきているということは。

この辺の分析の中で、川俣町の経済状況ってどのように捉えてんだか、一つお聞きをしておきたいと思うんです。

それから、もう一つは、1ページのどこにも書かれてないんですけど、成果の概要の40ページ、41ページには、地域創生ね、国がお声がけで進めているふるさと創生つつうんだか地方創生つつう事業がここにあるわけですよ。地域創生対策事業費ということで。ここで何をやったかというのが41ページに載っているんですけど、新しい事業って何にもないんですよ、これね、簡単に言うと。何にもないんですよ、これ。

それで、一方、右側、その地方創生推進委員会つつうのをつくって、川俣町まち・ひと・しごと創生総合戦略をつくるためにやってきたと、こう書かれているんですけど、最後の会議が1月20日で、ここ、仮称(案)となっているわけ。

だから、このまち・ひと・しごと創生総合戦略というのは、できたのか、できていないのか、今現在。それで、前も同僚議員も質問したことあるんですけど、この地方創生、地域創生にかかわる申請って、川俣町は27年度していないじゃないですか、1円も。繰り越しだけやっているだけですよ。例えば、今27年度から28年度も繰

り越したのは、道の駅の話だけでしょ。これも計画つくりますっていう話ですよ、道の駅のね。だから、この地域創生対策つつうのは、どのように位置づけて、どのような取り組みしてきて、何で川俣町だけが国に対してこの事業要望が出てこないのかね。ほれから、事業要望するためには、多分このまち・ひと・しごと創生総合戦略が必要なんだと思うんだけど、これは、できたのか、できていないのか。そこのところをお聞きしたいと思うんです。

それから、成果の概要の189から190ページにかけて、町が独自にやっている中小企業経営合理化資金の中小企業対策費が載っているんですけど、これね、私わかんないんだけど。例えば189ページ、中小企業合理化資金融資制度における保証料低減額42万3,937円、支出先は福島県信用保証協会だと。後ろのページ見っと、福島県、この制度資金の中で、信用保証料補助の交付状況ということで、40件あって、111万3,151円出したと。多分これは、お金を借りた人に直接出した金で、こっちは保証協会に出している金なんだろうと思うんですけど、これ、だぶってやってんのかどうなのかね。

私が記憶する限りは、この保証料の低減をしましようということで、保証料の補助をしているつつうのは承知しているんですけど、保証協会に保証料の低減をしているのはどの制度なのかよくわかんないので、お知らせをいただきたい。だぶってつかどうなのかということも含めてね。

それから、189ページの一番下に、利子補給ってありますよね。次のページの日本政策金融公庫の公庫資金に対しても利子補給と、こう、載っているんですけども、括弧の中に、利子補給率、融資残高の0.5%以内というのは、前も後ろもこの189ページも190ページもそうなんですけど、融資残高の0.5%利子補給したらば、すごい金額になると思うんですよね、私。

だけど、実際は41件で23万7,000円だし、190ページは。前のページは47件で65万8,433円じゃないですか。これ、間違いないんですか。融資残高の0.5%補助金くっちるんですか。私違うと思うんですよ、これ。利子補給率が0.5%なんだもん。融資残高の0.5%出したらば、1,000万借っち残高残っていたら、もっと金額でつかくなると思うんですよ。だから、これね、簡単にこう書かれているんだけど、ちょっとおかしいんじゃないのかなと、こういうふうに思うんです。

それから、町の経済と絡むんですけど、最後の300ページかな。地方財政状況調査（決算統計）による一般会計収支の状況と指標というのが載っていますけども。この中で、一番下の実質単年度収支というのが一番ポイントなんだけど、この実質単年度収支は、27年度決算は1億8,700万の赤字だと、こう載っているんだ、これね。赤字でしょ。で、震災以降、23年に起きて、24年度は7億8,000万の赤字だ。黒字だったのは25年だけだと。こういうふうなことなんですけども、この実質単年度収支の捉え方つつうか、どのように考えて、この上の何だ、1億7,670万7,000円の話まではよくするんですけども、実質収支のね。実質収支だけでなく、実質単年度収支が、実際はどういう財源のもとに、このでき上がったのか

うのをやっていくと、実際は赤字でしたよと、こういうことなんですね。残ったように見えなくても。その辺の捉え方をどのように考えているのか、お聞きをしておきたいと思います。

以上です。

○町長（古川道郎君） 2番議員お質しの法人税の関係であります。均等割が減っていることは、確かに法人の数が減ってきているということに比例してくると思います。また一方、法人税割が伸びないということは、法人の活動が税収につながっていない面があるということでもありますので、これから、今企業立地補助金なども含めて、企業が活動しやすいように、積極的に資金も活用して信用していくことにも取り組んでおりますが、なお一層、それに取り組みながら、企業の活力活性化を図っていききたいと思っております。それが税収につながるようになればと願いながら、取り組んでいききたいと思っております。

また、企業誘致も積極的に今取り組んでおりまして、おかげさまで今二、三の引き合いがございますが、そういったものも含めて、新たな企業誘致も含めて企業の活性化を図って、産業の活性化を図りながら、企業の活力をふやしていきたいと。そしてまた税収につながるようにしていきたいと考えております。それはまた、働いている人の個人所得税なり住民税にも影響するわけでもありますから、企業の活動は大事だと私も思っております。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） ご質問にご答弁いたします。

まず、1ページの1行目、復興計画や除染計画をより鮮明にということと、中ほどの第5次振興計画を基本としというふうな、どちらを基本としてやっていくのかというふうなことでございますが、ただいま復興集中期間ということで、復興計画の中で、まあ振興計画の一部で復興計画をというふうな話で整合性を持たせていくというふうなことで、まずは復興計画をやっていくというふうなことで、今、その整合性を図るため、復興計画の見直しというふうなことで計画の見直しをして、こちら整合性を図っていくというふうなことで考えております。お質しの点については、復興計画を重点的に進めてまいりました。

次に、地方創生でございますが、新しい事業はやっていないというふうなご指摘いただきました。町といたしましても、新しい事業については、そのとおり取り組んでいないというふうなことでございますが、今まであった事業をより拡充して、その中でやっていけるもの、また、小中学校への図書購入等、今後を担う子どもたちの成長に資するものというふうなことで取り組んでおります。27年度につきましては、議員ご指摘のとおり、道の駅の事業計画のみでございました。今後はさらに検討しまして、進めてまいりたいと考えております。

あと、300ページ。実質単年度収支赤字という捉え方、どのように考えているのかというふうなことでございますが、単年度収支におきましては、黒字というふうなことでなっておりますが、これは前年度からの繰越金及び財政調整基金の繰り入れを

して黒字になっているというふうなことで、財政的には非常に厳しい財政が続いているというふうなことで、繰越金と財政調整基金をもって賄っている状況であるというふうなことで考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

成果の概要、189ページと190ページの中小企業対策費の中の保証料と、あとは利子補給の件でございますが、この点につきましては、ちょっと確認したいと思っておりますので、少しお時間をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤修一君） 1点、総合戦略、これ、できているのかどうかというお話しございましたが、こちら、3月に冊子としてできております。

以上でございます。

○議長（斎藤博美君） ほかに質問ありませんか。（発言する者あり）

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） それでは、しばし休憩します。（午後4時49分）

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。（午後4時54分）

◇ ◇ ◇

◎延会の宣告

○議長（斎藤博美君） 今、答弁の資料がまだ準備できませんので、ここで皆さんにお諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会とすることに決定いたしました。

これから、決算常任委員会、予算常任委員会を開催していただき、なお、各常任委員会の運営については、各常任委員長様をお願いいたします。

あす6日火曜日は、午前10時から本会議を開き、議案第72号から議題といたします。その後、一般質問を行います。本会議終了後は、決算常任委員会、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会を開催していただきます。

本日はこれで延会とします。

ご苦労さまでした。

（午後4時55分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 齋藤博美

同 署名議員 菅野清一

同 署名議員 高橋清美